

三島町空き家・住宅改修費等補助金のお知らせ

町では、移住・定住の促進、集落の維持・活性化、景観の保全等を図るため、空き家の改修・解体または新築・増築のための費用の一部を補助します。
※空き家とは、日常的に居住していない家屋であり、所有者等が日常的には居住せず、年数回程度定期的に利用している場合も含みます。

区 分	①空き家改修		②住宅の新築	③住宅改修	④空き家解体
	移住・定住	地域活動促進			
補 助 の 対 象	移住・定住に伴う町内に存する空き家の取得・改修（5年以上の定住を伴う場合に限る）	地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の取得・改修（5年間の利用計画が策定されている場合に限る）	移住・定住（町外人口流出抑制に資する場合を含む）に伴い、5年以上定住するための住宅の新築	新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の増築を伴う改修	利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体（所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないものに限る）
補 助 対 象 者	①空き家の所有者（購入者の場合は売買契約書が必要） ②空き家の借主（所有者の同意・賃貸借契約書が必要） ③①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者		①住宅の施工主 ※町税、使用料等の滞納がない者	①住宅の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者	①空き家の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ③委任者（委任状が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者
補助対象経費	①工事請負費 ②住宅取得費用 ③調査設計費 ④家財処分費（補助金上限額のうち上限 25 万円） ⑤町長が必要と認める経費（対象外経費） ○蔵や倉庫、車庫等の附属建築物 ○解体の場合、空き家の一部利活用のための一部解体 ○新築又は改修の場合、土地購入費 ○補助金の交付決定前に着手した工事				
補 助 金 の 額	補助対象経費の 2/3 以内（千円未満の端数切捨て） ①町外から住民票の異動を伴う移住者（住民票の異動日から 2 年間） 上限 150 万円 ②町内で住民票の異動を伴う転居者 上限 100 万円	補助対象経費の 2/3 以内（千円未満の端数切捨て） 上限 100 万円	補助対象経費の 2/3 以内（千円未満の端数切捨て） ①町外から住民票の異動を伴う移住者（住民票の異動日から 2 年間） 上限 150 万円 ②町内の事業者を利用した新築の場合 上限 150 万円 ③町外の事業者を利用した新築の場合 上限 100 万円	補助対象経費の 2/3 以内（千円未満の端数切捨て） 上限 100 万円	補助対象経費の 2/3 以内（千円未満の端数切捨て） 上限 75 万円
留 意 事 項	○ 1 申請者または 1 家屋につき申請 1 回となること。 ○原則として、町内の事業者により改修、新築又は解体を行うこと。 ○空き家の取得、改修又は住宅の新築、改修の場合、改修後または新築後 5 年間は町への経過報告が必要となること（補助金返還となる場合あり） ○解体工事費の基準単価は、15,000 円 /㎡を上限とする。 ○空き家の取得か住宅の新築を申請する方で「福島県来てふくしま住宅取得支援事業」の対象要件（県外からの移住）に該当する場合、補助の額が加算されます。				

☎地域政策課 地方創生推進係 ☎（48）5533

自ら考え実行する『美しい地区づくり』を支援します

①令和 3 年度 三島町地区支援事業補助金

町では、魅力ある地区づくりに取り組む事業に対し補助金を交付します。地域資源を活用した地区活性化事業や振興計画の地区目標の実現等にご活用ください。（下記により申請を受け付け、審査のうえ採否を決定します。）なお、地区担当職員が地区の課題の解決や地区資源の発掘・有効活用を支援しますので、お気軽にご相談ください。

- 1 次募集期限 **4 月 12 日(月)まで** ・申請状況によって 2 次募集を行います。
※令和 3 年度から、当補助金を活用して整備した施設等にかかる維持・修繕経費が補助対象となります。

対象事業	町内の地区（行政区）又は地域づくり団体等が行う事業で、次の要件を満たすもの。 ①地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など、地区づくりを目的とする事業であること。 ②一時的なものでなく、継続的な取り組みにつながる内容であること。 ③事業主体が地区以外の地域づくり団体の場合は、事業の実施場所となる地区との連絡調整が図られていること
補助の額	補助対象経費の 10 分の 10 以内 （千円未満切り捨て） ※ただし、補助対象経費が、主に委託料・工事請負費・備品購入費に限られる事業の場合、補助の額は 5 分の 4 以内とする。 （国・県等の補助採択を受け、その自己資金に当補助金を充当する場合はこの限りでない。） 補助額は上限 50 万円 ※交付要綱に基づき対象外となる経費があります。
そ の 他	同一地区内から複数の申請があった場合は、その地区内における補助の合計額の上限を 50 万円とする。 申請書様式や要綱は HP から確認することができます。

○申請 / 問い合わせ先 地域政策課 地方創生推進係 ☎（48）5533

②令和 3 年度 「美しい地区づくり町民運動」

町では、美しい地区づくりを目的とした『花植え』や『地区内清掃活動』に必要な資材を現物支給します。申請から支給まで時間を要しますので、お早めにお申し込みください。申し込みは随時受け付けています。

対象事業	花植え、花壇・プランターの整備	地区内清掃
事業内容	草花を道路沿いに設置するプランター及び花壇に植栽する場合	地区内のゴミ拾いなどに関する作業をする場合
支給資材	草花の種子、球根、苗、肥料、土、プランターなど	軍手、ゴミ袋など
そ の 他	現物支給となりますので、発注等のお時間をいただくことになります。原則、実施日の 1 ヶ月前までにお問い合わせください。	

○申請 / 問い合わせ先 地域政策課 地方創生推進係 ☎（48）5533